



# 特別定額給付金の申請書(郵送方式)の発送を5月26日から開始しました



封筒見本

**市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル**  
電話 042-420-2870 時間 平日午前8時30分～午後5時

## 郵送方式(推奨)

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている受給権者(世帯主)に、5月26日から申請書の発送を開始しました。  
□受付開始日 6月1日(月)  
申請書に振込先口座を記入し、●**本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)**  
●**振込先口座の確認書類(通帳・キャッシュカードなど)**の写しを添付し、市役所に郵送してください。  
※詳細は同封されている記入例をご覧ください。

## オンライン申請方式

5月9日より受付中です。受給権者(世帯主)がマイナンバーカードをお持ちの場合にお申し込みできます。「マイナポータル」より申請してください。



## 共通

- 申請受理確認後、10日間程度をめぐに指定口座へ振り込みを行います(申請の受付状況により多少前後することがあります)。
- 受付終了日 8月31日(月)
- ※ご不明な点などは、「市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル」にお問い合わせください。

受付開始当初に申請が集中することが予想されます。その場合、振り込みが遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。  
申請期間は3カ月ありますので、生活にお困りの方への給付を優先するため、差し迫った状況にない方は申請時期を遅らせるなど、ご理解とご協力をお願いします。

**本人確認書類と口座確認書類の写しは、本人・代理人問わず、必ず添付が必要です。**  
詳しくは、申請書裏面をご確認ください。



← **本人・代理人の確認書類の写し**

← **口座確認書類の写し**

## 申請書の記入が困難な方へ

感染拡大防止の観点から、原則、郵送かオンラインでの申請をお願いしております。ただし、申請書が書けないなど**やむを得ない場合に限り**、6月1日(月)から両庁舎の窓口にて申請を受け付けます。その場で給付を行うものではありませんので、ご了承ください。まずは専用ダイヤルにお電話ください。 ※窓口は入場制限あり

## 申請に関する Q & A

- Q 申請書の記入を間違えてしまった場合の訂正方法は?  
A 横線で消し、朱書きで訂正してください。訂正印は必要ありません。
- Q 郵送方式の申請にもマイナンバーカードは必要か?  
A 必要ありません。本人確認書類は、運転免許証や保険証等のいずれか1点の添付でご申請いただけます。なお、マイナンバー「通知カード」は本人確認書類に該当しませんのでご注意ください。
- Q インターネットバンキングの口座確認書類は?  
A 口座名義と口座番号の分かる画面のコピーを添付してください。
- Q オンライン申請で手続き完了後に入力の間違いに気づいた場合は?  
A 再申請は必要ありません。給付に影響があるなどの場合は、担当から個別にご連絡します。
- Q 「代理人の資格が確認できる書類」として親族・親権者の場合は「戸籍謄本」とあるが、代理人の戸籍謄本に申請・受給者本人(以下、本人)の記載がない場合、どうすればよいか。  
A 代理人と本人の関係が分かれば、本人・代理人どちらの戸籍謄本でも構いません。また複数の戸籍をたどることで関係性が証明できる場合は、すべての写しを添付(同封)してください。

## 新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺に気をつけましょう

●特別定額給付金に関して、ATM操作をお願いする電話などが来たら詐欺を疑ってください。  
田無警察署 電話 042-467-0110



●送りつけ商法や詐欺などの消費者トラブルはひとりで悩まずにすぐ電話を  
消費者ホットライン 電話 188  
消費者庁 消費者ホットライン イメージキャラクター イヤマン



## 市民の皆様へ

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
5月25日に、国の緊急事態宣言が全国で解除されました。  
この間の皆様のご協力で改めて御礼申し上げます。しかしながら、感染が完全に終息したわけではないため、引き続き、感染拡大を防止するための新しい生活様式に基づく行動をお願いいたします。  
市では、特別定額給付金のオンライン申請等について、順次振り込みを進めております。また、郵送による申請書につきましては、全世帯へ発送を終え、6月1日から受付を開始します。  
こちらの郵送申請につきましても、体制を整え、1日も早くお届けできるように努めてまいります。  
また、休止等としておりました公共施設等につきましては、感染拡大防止策を講じたうえで、順次再開をしております。  
市といたしましては、市民生活への支援をはじめ、社会経済活動や教育活動の再開への後押しを着実に実行するとともに、この新型コロナウイルス感染症の特徴を十分に理解し、第二波・第三波の感染流行に備えるための対策もあわせて講じていく必要がございます。  
今後も、身体的距離の確保や手洗い消毒の徹底をお願いするなど、感染拡大の防止と社会機能の維持・継続を図りながら、さらなる対策に取り組んでまいります。引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

西東京市長 丸山 浩一